

処 分 基 準

B - e - 4

平成19年6月2日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第58条の4
処 分 の 概 要： 過積載車両に係る指示
原権者（委任先）： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第58条の4（過積載車両に係る指示）
処 分 基 準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、 具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合。・ 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われていた場合 などである。
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課取締指導係 (052-951-1611 内線5124)
備 考：